

環境省告示第八十三号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣 細野 豪志

第六条の改正規定の次に次のように加える。

附 則

販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この告示による改正後の第五条第一号及び第五号イの規定は、適用しない。